獣医師職　平成２９年６月２５日実施

専門考査の問題

問１　次の（１）～（３）のうち２つを選択し、その答えをそれぞれ解答欄①と②に記入しなさい。（（１）～（３）のうち、選択した番号を解答欄の　　の中に記入すること。）

（１）　ヨーネ病について、「主な原因病原体」「臨床症状」「診断方法」「予防・治療」をそれぞれ簡潔に説明しなさい。

（２）　人のブドウ球菌食中毒について、「原因菌とその性状・生態」、「原因毒素とその性状」、「臨床症状」、「予防対策」をそれぞれ簡潔に説明しなさい。

（３）　トキソプラズマ病について、「主な原因病原体」「臨床症状」「予防・治療」をそれぞれ簡潔に説明しなさい。

問２　家畜の妊娠期間について、表中の（ア）～（オ）にあてはまる日数に近い適切な語句を下欄①～⑩の中から選び、解答欄に該当する番号を記入しなさい。

|  |  |
| --- | --- |
| 種　類（品種） | 妊娠期間平均日数 |
| 牛（ホルスタイン） | （　ア　） |
| 馬（サラブレッド） | （　イ　） |
| 豚 | （　ウ　） |
| めん羊 | （　エ　） |
| 犬・猫 | （　オ　） |

【下欄】

①１９日　　　　　②２８日　　　　　③６３日　　　　　④１１４日　　　　⑤１５０日

⑥２２０日　　　　⑦２７９日　　　　⑧３３８日　　　　⑨４５０日　　　　⑩６６０日

問３　炎症について、次の記述の(ア)～(コ)にあてはまる適切な語句を解答欄に記入しなさい。

炎症は持続時間によって（　ア　）と（　イ　）とに大別される。（　ア　）は色々な傷害因子に対して急速に起こる反応で、持続時間が短く、数分、数時間あるいは数日間の経過をとる。（　イ　）は長期にわたり活動性の炎症性反応、組織傷害および治癒が同時に進行する。

（　ア　）の特徴は滲出性変化であり、滲出物の種類あるいは組織の性状に基づいて、以下の６つに分類される。

１．（　ウ　）炎：血液の液体成分が滲出物の主体

２．（　エ　）炎：滲出物は血漿そのもので線維素の析出が特徴

３．（　オ　）炎：滲出物が主として好中球からなり、ほとんどが細菌感染に起因する

４．（　カ　）炎：滲出物や罹患部全体に多量の赤血球が含まれる

５．（　キ　）炎：組織の壊死が目立ち、粘膜に好発する

６．（　ク　）炎：（　オ　）炎や（　キ　）炎に腐敗菌の二次感染が加わって腐敗分解した状態

（　イ　）の特徴は、２つに分類され、（　ケ　）炎（組織固有の細胞あるいは結合組織成分の増殖が特に目立つ）、（　コ　）炎（特殊な病態でみられ、上皮様の形態を示す活性化マクロファージの集積が特徴で結核などが分類される）である。

問４　下の表は、厚生労働省が発表した我が国における平成２４年から平成２８年までの５年間の食中毒発生事例のうち、事件数の多い１０の病因物質による事例について、事件数、患者数及び死者数を病因物質別及び原因施設別にまとめたものです。表中の①～⑤にあてはまる適切な病因物質の名称を、解答欄に記入しなさい。



問５　牛のと畜検査に関する次の（ア）～（ウ）の記述について、①～⑩に当てはまる適切な語句を下欄ａ～ｎの中から選んで解答欄に記号を記入しなさい。

1. と畜検査において、検査の対象となる疾病は（　①　）、（　②　）が挙げられる。
2. 解体後検査において肉、内臓、その他の部分の全部廃棄措置がとられる対象となる疾病又は異常は、（　③　）、（　④　）、（　⑤　）及び（　⑥　）が挙げられる。
3. 解体後検査において当該病変等の部分廃棄措置がとられる対象となる疾病又は異常は（　⑦　）、（　⑧　）、（　⑨　）及び（　⑩　）が挙げられる。

【下欄】

|  |
| --- |
| ａ　放線菌病　　　　　　　　ｂ　牛ボツリヌス症　　　　　ｃ　家畜伝染病ｄ　尿毒症　　　　　　　　　ｅ　ブドウ菌腫　　　　　　　ｆ　牛白血病ｇ　牛ライノウイルス病　　　ｈ　イバラキ病　　　　　　　ｉ　人獣共通感染症ｊ　変性　　　　　　　　　　ｋ　届出伝染病　　　　　　　ｌ　牛アクチノバチルス症ｍ　外傷　　　　　　　　　　ｎ　牛カンピロバクター症 |

問６　次の記述は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年１０月１日法律第１０５号）」並びに「狂犬病予防法（昭和２５年８月２６日法律第２４７号）の一部を抜粋したものである。（ア）～（コ）にあてはまる適切な語句を下欄①～㉕の中から選び、解答欄に該当する番号を記入しなさい。

動物の愛護及び管理に関する法律

第三十五条　都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、（　ア　）から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを（　イ　）することができる。

２　前項本文の規定により都道府県等が犬又は猫を引き取る場合には、都道府県知事等は、その犬又は猫を引き取るべき（　ウ　）を指定することができる。

３　（略）

４　都道府県知事等は、第一項本文の規定により引取りを行った犬又は猫について、（　エ　）がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に（　オ　）するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に（　カ　）よう努めるものとする。

狂犬病予防法

第八条　狂犬病にかかった犬等若しくは狂犬病にかかった疑いのある犬等又はこれらの犬等にかまれた犬等については、これを診断し、又はその死体を検案した獣医師は、（　キ　）令の定めるところにより、直ちに、その犬等の所在地を管轄する（　ク　）にその旨を届け出なければならない。ただし、獣医師の診断又は検案を受けない場合においては、その犬等の（　ケ　）がこれをしなければならない。

第九条　前条第一項の犬等を診断した獣医師又はその所有者は、直ちに、その犬等を隔離しなければならない。ただし、人命に危険があって緊急やむを得ないときは、（　コ　）ことを妨げない。

【下欄】

①動物愛護団体　　　②研究教育機関　　③犬猫等販売業者　　④拒否　　　　⑤保留

⑥日時　　　　　　　⑦場所　　　　　　⑧虐待　　　　　　　⑨遺棄　　　　⑩殺処分

⑪連絡　　　　　　　⑫返還　　　　　　⑬売却する　　　　　⑭譲り渡す　　⑮厚生労働省

⑯農林水産省　　　　⑰警察署長　　　　⑱保健所長　　　　　⑲家畜保健衛生所長

⑳責任者　　　　　　㉑発見者　　　　　㉒所有者　　　　　　㉓殺す　　　　㉔焼却する

㉕解放する